

○高砂市医療費助成条例

(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、高校生等、児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級若しくは2級に該当する者又は同表に定める障害の程度が3級（心臓機能障害に係るものに限る。）に該当する者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により、重度又は中度の知的障害者（児）と判定された者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級又は2級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 乳幼児等 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (4) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (5)及び(6) 削除
- (7) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者又は20歳に達する日の属する月の末日を経過していない者で規則で定めるものをいう。
- (8) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規

定する配偶者のない女子で児童を現に監護するものをいう。

- (9) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に監護するものをいう。
- (10) 遺児 規則で定める児童をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあつては、その額を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国及び地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われなるときに限る。）をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (15) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての

世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を除く。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成の対象とすることができる者（以下「対象者」という。）は、高砂市の区域内に住所を有する者で、乳幼児等及び次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 高齢期移行者にあつては、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

ア 所得を有しない者であること。

イ 所得を有しない者以外の者であり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により同項に規定する要介護認定（同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区分に該当するものに限る。）を受けていること。

(2) 重度障害者にあつては、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに同法附則第7条の2第4項及び第5項（同法附則第7条の3第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が、235,000円未満であること。

(3) 高校生等にあつては、次に掲げる要件に該当すること。

ア 高校生等の医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額が300万円以下であること。

イ 現に婚姻をしていないこと。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児にあっては、母子家庭の母、父子家庭の父（母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持するもの）及び養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得が、次に掲げる要件に該当すること。

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額未満（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満）であること。

イ 児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること（アの要件に該当する場合を除く。）。ただし、助成を受けようとする者が母子家庭の母の児童、父子家庭の父の児童及び遺児（これらの者が乳幼児等である場合を除く。）である場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、医療費の助成の対象とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者

(2) 高齢者医療確保法の規定による療養の給付を受けることができる者。ただし、重度障害者で高齢者医療確保法の規定により療養の給付を受けるもの並びに母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。

(3) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者でない者
(助成の範囲)

第4条 市は、前条第1項及び第2項に規定する者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われたときは、次に定める額を医療費として助成する。

(1) 高齢期移行者にあっては、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各

法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。ただし、当該一部負担金の額は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を限度とする。

ア 入院以外の療養である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 前条第1項第1号アの規定が適用される者 8,000円

(イ) 前条第1項第1号イの規定が適用される者 12,000円

イ 入院療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第4項第1号に規定する入院療養をいう。以下同じ。）である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 前条第1項第1号アの規定が適用される者 15,000円

(イ) 前条第1項第1号イの規定が適用される者 35,400円

(2) 重度障害者にあつては、被保険者等負担額に相当する額から次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等にあつては、被保険者等負担額に相当する額

(4) 高校生等にあつては、入院療養である場合における当該入院療養に係る被保険者等負担額に相当する額

(5) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児にあつては、被保険者等負担額に相当する額から次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する

る基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- 2 前項第1号に規定する一部負担金の額が、高齢者医療確保法第84条に規定する高額療養費の支給要件に該当する場合には、高齢者医療確保法第67条第1項第1号の規定が適用される者の高額療養費に相当する額を支給する。
- 3 前項に規定する高額療養費に相当する額とは、高齢期移行者が同一の月に受けた療養に係る第1項第1号に規定する一部負担金相当額を合算した額が、規則で定める基準額を超える場合において、当該一部負担金相当額を合算した額から当該基準額を控除した額をいう。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第1項第2号から第5号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 5 第1項各号に規定する一部負担金の額は、被保険者等負担額を超えることができない。
- 6 第1項各号に規定する一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

（認定）

第5条 対象者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、前条に規定する医療費の助成を受けようとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。